印度學佛教學研究第38卷第1號　平成元年12月

パーニニ派に於ける atideśa について

小　野　俊　成

Pāṇini の文法書 Aṣṭādhyāyī には無数の意匠が凝らされている。本稿ではその一例として atideśa「拡大適用」[1]という現象に関する情報を整理・分析する。

atideśa は Pāṇini 派文法学だけでなく，祭式学等にも見られる現象である。彼は既成術語に定義を与えないので，我々は個々の atideśasūtra の規定内容から atideśa の定義を帰納せねばならない。その atideśasūtra の識別基準として，従来 vatI という接辞が利用されてきた[2]。しかし，P 1. 2. 1 gāṅkuṭādibhyo 'ñṇin ṅit// 等の例外[3]もあり，より厳密に「指示項目 (uddeśya) と被規定項目 (vidheya) とが，比喩対象 (upameya) と比喩手段 (upamāṇa) の関係にある規則」と定義すべきである。つまり atideśasūtra とは（直喩であれ暗喩であれ）比喩の形で書かれた規則であり，準則の機能を果たしている。およそ比喩には，比喩手段，比喩対象，共通性の三要素がある[4]。その中で共通性，即ち atidiśyadharma「拡大適用されるべき項目」は複数想定できるが，最も簡潔な派生過程をもたらす項目こそが望ましい。それを注釈家達は prādhānya「主要性」と表現した[5]。Pāṇini 派ではこの atidiśyadharma に着眼して，atideśa を六～七種に細分化した。即ち，nimittātideśa, vyapadeśātideśa, śāstrātideśa, rūpātideśa, kāryātideśa, tādātmyātideśa, 及び arthātideśa である。

atidiśyadharma は，具体的には被操作要素[6] (kārya) である事例，つまり kāryātideśa「被操作要素の拡大適用」が多い。この解釈で説明できない事例，即ち kāryātideśa の排除要因がある時に限って，他の種類の atideśa に従って解釈すると Śabdakaustubha on P 1. 1. 56は言う。つまり，どの種類の atideśa も kāryātideśa との対比に於いて設けられているわけである。

śāstrātideśa「文法規則の拡大適用」と kāryātideśa との間には幾つかの相違点がある。例えば解釈規則 P 1. 4. 2 vipratiṣedhe paraṁ kāryam// の paratva を考慮する際である。<pacyate odanaḥ svayam eva>の場合，P 3. 1. 87 karmavat karmaṇā tulyakriyaḥ// により獲得された yaK (Cf. P 3. 1. 67 sārvadhātuke yak//) は P 3. 1. 68 kartari śap// の ŚaP より para と考えられている。これは P 3. 1. 87 が kāryātideśa だからである。もし śāstrātideśa なら

ば，yaK は P 3. 1. 67 のままと見做され，ŚaP が para となってしまう。或いは Bhairavī on Prauḍhamanoramā 274 (P 7. 1. 95) で紹介された P 4. 2. 34 kālebhyo bhavavat// の誤った適用例<*māseṇyaṁ>からすれば，pratyaya とそれに先行する prakṛti との対応関係を特定したまま拡大適用できる事も相違点の一つである。両者をまとめれば，śāstrātideśa とは「各々の条件を伴なった被操作要素を拡大適用する操作」だと言える。

P 1. 3. 60 śadeḥ śitaḥ//, P 1. 3. 61 mriyater luṅliṅoś ca//, P 1. 3. 62 pūrvavat sanaḥ// という三規則の配列は，我々に<√śadL̇+saN>と<√mṛṄ̇+saN>を容易に想起させる。注意すべきは，その実現形が<śiśatsati><mumūrṣati>であり，P 1. 3. 62 が適用されていない点である。これは P 1. 3. 62 が kāryātideśa でも śāstrātideśa でもなく，nimittātideśa「導入根拠の拡大適用」だからである。因に Padamañjarī on P 1. 1. 56 & P 1. 3. 62 では，nimitta が別の基体に移動される事はあり得ないが，別の基体に於いて機能し得ると説かれている。つまり nimittātideśa とは「x に存在する導入根拠の機能を，別の要素にも拡張する操作」なのである。

vyapadeśātideśa「特殊名称の拡大適用」の規定例を示す時に，注釈家達は P 1. 1. 21 ādyantavad ekasmin// を挙げる。しかし同規則は kāryātideśa であり，vyapadeśātideśa と見做すのは古えの学者達 (prāñcaḥ) の説であると Śabdakaustubha on P 1. 1. 56 に指摘されている。例えば<kurute>の派生時に，<√ḌUkṛÑ+ta>という状態で P 1. 1. 21 は適用可能だが，vyapadeśātideśa だとすると P 3. 4. 79 ṭita ātmanepadānām ṭer e// の etva が適用不可能である。何故なら P 1. 1. 64 aco 'ntyādi ṭiḥ// で規定された ṭi の条件は aco 'ntyādi「最終母音を冒頭に持つ部分」であり，たとえ anta という特殊名称が拡大適用されても ṭisañjñā は得られないからである。一方 kāryātideśa ならば etva という被操作要素が直接的に獲得される。また Vārttika 2 ad P 1. 1. 21 tatra vyapadeśivadvacanam// は vyapadeśātideśa であり，これによれば antyo 'di という特殊名称が拡大適用され，同じ結果が派生する。私見に依れば Aṣṭādhyāyī 中の atideśasūtra で vyapadeśātideśa だと断定された例は無いようである[7]。もし本当に無いのなら，vyapadeśātideśa は atideśa の種類としては特異なものであると言えよう。

rūpātideśa「語形の拡大適用」には，音連鎖が他の項目に拡張され，他の属性 (e.g. 性) に影響を与えないという長所がある。即ち Tattvabodhinī on P 6. 3. 34

striyāḥ puṁvad bhāṣitapuṁskād anūṅsamādhikaraṇe striyām apūraṇīpriyādiṣu// では<vataṇḍī ca asāu vṛndārikā vātaṇḍyavṛndārikā>という喩例が紹介されているが，その意図は次のように推理できよう。もし P 6. 3. 34 が kāryātideśa ならば，P 7. 2. 117 taddhiteṣv acām ādeḥ// による ā 音代置が拡大適用できても，P 4. 1. 73 śārṅgaravād yaño ṅīn// による ṄīN の付加は排除されないので，<*vātaṇḍīvṛndārikā>という誤謬が生じよう。また，後述する arthātideśa「意味の拡大適用」の場合，<vataṇḍī>に男性 gender が拡大適用され<vātaṇḍya>は派生できるが，samāsa の後分も男性形の<vṛndārakaḥ>になり，<vātaṇḍyavṛndārakaḥ>となってしまおう。一方 rūpātideśa では<vataṇḍī>に / vātaṇḍya / が拡大適用され，望ましい語形<vātaṇḍyavṛndārikā>が派生する。

Nyāsa on P 2. 1. 2 sub āmantrite parāṅgavat svare// では，同規則が kāryātideśa や śāstrātideśa や vyapadeśātideśa ではなく tādātmyātideśa「同一性の拡大適用」に解釈せねばならないと言う。つまり<kuṇḍena aṭan>という状況で P 6. 1. 198 āmantritasya ca// が適用可能であるが，前三者では<kuṇḍena>と<aṭan>とに P 6. 1. 198 が適用されてしまう。tādātmyātideśa の場合，<aṭan>が持つ属性（i.e. āmantritatva）を<kuṇḍena>にも拡大適用して，全体が一つの āmantrita と見做され，<kuṇḍena-aṭan>の冒頭音節に udāttatva が適用され，正しい結果が派生する。要するに tādātmyātideśa は，「或る集合Xに本質的に認められる x 性（tadātman）を，Xに属さない要素 y に対しても拡張する事によって，y をXに所属させる操作」を構築しているのである。

通常 atideśa は以上の六種に分類されるが，arthātideśa も古くから言及されている。Nyāsa & Padamañjarī on P 1. 2. 58 jātyākhyāyām ekasmin bahuvacanam anyatarasyām// では，atidiśyadharma は bahutva「複数性」という意味であると明言された。つまり<saṁpanna＋yava>という語形に対して P 1. 2. 58 は任意に適用可能であるが，kāryātideśa では<*saṁpanno yavāḥ>という誤謬が生じ，arthātideśa では<saṁpannā yavāḥ>という正しい語形が派生される。kāryātideśa で解決できない事例を説明できる点からすれば，第七の atideśa として承認すべきである。arthātideśa の対象は性・数という dyotyārtha ばかりのようであり，しかもそれらは atideśa によって適用可能となる他の規則の適用条件として示されたものである。この点では nimittātideśa との類似性が指摘できる。ただ六種説を紹介する文法家が多いのは，音連鎖と意味との恒久的結

合関係の攪乱を懸念するからであろう。

このように atideśa は比喩という常識的な観念から出発しつつも，極めて緻密な規定形式へと昇華された。この atideśa の細分化は決して望ましくない筈だが，簡潔な規定を実現し，規則の誤用を排除する為に利用されたのである。

---

1) Nyāyakośa の記述 itaradharmasya itarasmin prayogāya ādeśaḥ/「或る項目 x が持つ属性を，別の項目 y に関係を持たせる為に，（y にも）移動する事」や，K.V. Abhyankar 達の訳語 extended application を踏まえ，「拡大適用」という訳語をあてる。

2) atideśasūtra 中の vatI は P 5. 1. 115 tena tulyaṁ kriyā ced vatiḥ// と P 5. 1. 116 tatra tasya iva// で規定される。ちなみに P 5. 1. 115 によって規定された vatI は作用（kriyā）間の同等性を，P 5. 1. 116 による vatI は存在物（dravya）間や属性（guṇa）間の同等性を意味領域として導入される。興味深い事に，この規定領域の差異は個々の拡大適用規則の解釈時に意識されないようである。Cf. Nyāsa on P 7. 1. 95 tṛcā tulyaṁ vartata iti tṛjvat/ & Padamañjarī ibid., tṛca iva tṛjvat/

3) P 1. 2. 5, P 1. 2. 58, P 2. 4. 1, P 6. 4. 163, P 7. 1. 90 とその adhikāra 内の諸規則は，vatI のない atideśasūtra として注釈されている。P 6. 1. 86 ṣatuvatukor asiddhaḥ// や P 8. 2. 1 pūrvatra asiddham// は伝統的に asiddhavadbhāva と見做されていたが，Bronkhorst，八木徹の両氏により疑義が唱えられている。

4) Cf. Padamañjarī on P 5. 1. 115 yena upamīyate, yaś ca upamīyate, yaś ca tayoḥ sādhāraṇo dharmaḥ tat trayam apy apekṣya upamānopameyabhāvaḥ pravartate/

5) 例えば<vṛkṣāya>の派生時に於ける P 1. 1. 56 sthānivad ādeśo 'nalvidhau// の atidiśyadharma として，次の①～④が想定できる。これらは順に因果関係にあり，④が prādhānya をもつと言われる。

<vṛkṣa+ya>P 4. 1. 2, P 1. 4. 22 & P 7. 1. 13

P 1. 1. 56 sthānivad ādeśo 'nalvidhau//

① suptva……Ṅe と同様に suptva をもつと見做す

② sUP ……Ṅe と同様に術語名称 sUP をもつと見做す

③ P 7. 3. 102…Ṅe と同様の規定を持つと見做す

<vṛkṣā+ya>④ 長音……Ṅe が後続する時と同様に長音が代置される

6) kārya という術語は「文法操作」全体も「被操作要素」をも指示し得るが，śāstrātideśa 等の分析結果からすれば，kāryātideśa の kārya は後者を意図していると考える。

7) P 6. 1. 85 antādivac ca// も vyapadeśivadbhāva と呼ばれる。これは sthānivadbhāva や ṅidvadbhāva 等と同レヴェルの術語であり atideśa の種類を表すものでは無かろう。P 6. 1. 85 が kāryātideśa 等とは別種の atideśa であると主張する注釈書を見出し得なかった。

〈キーワード〉atideśa，パーニニ文法

（広島大学大学院修士過程終了）